

会 議 名 (審 議 会 等 名)	川西市介護保険運営協議会		
事 務 局 (担 当 課)	健康福祉部 いきいき長寿室 内線(2671)		
開催日時	20年3月18日(火)13時30分~14時50分		
開催場所	市役所7階 大会議室		
出席者	委 員	峯本 佳世子 今西 要 河島 誠 東元 宣嘉 余縄 良太 若林 朝子 倉内 康子	
	その他		
	事務局	いきいき長寿室長 樋口主幹 堀本主幹 野口副主幹 池田副主幹	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可	傍聴人数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 報告事項 3 協議事項 4 その他 5 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

平成19年度第3回川西市介護保険運営協議会

三木委員欠席

2 報告事項

(1)平成19年度介護保険サービス等の進捗状況について 事務局から説明(資料1～3、6)

会 長：ただいまの説明につきましてご意見、質問等はありませんか？

委 員：介護予防が進まない状況は、他市も同じか？いきいき元気倶楽部、はつらつ広場の状況は？

事務局：他市もそうだが、本市は特に特定高齢者の施策の対象者が少ない。その中で抽出した方も辞退されるなどなかなか人が集まらない状況である。

来年度は、小学校単位で一般高齢者と特定高齢者を一緒に行ない参加者を増やしたい。

委 員：一般と特定の垣根があったが、同時実施は大丈夫か？

事務局：国の方針が変更になったため問題ないとする。

委 員：費用について、一般高齢者分は介護保険から出ているのか？

事務局：地域支援事業で行うので、介護サービス給付とは若干違うが、介護保険から出ている。

事務局：説明の補足があり、要介護等認定者については、前期高齢者が多いことが影響していると思われる。また、特養の待機者については、4月に新規特養で100床開設されたこと、前回調査の人数に削除できていない分があったことがあり、人数が減少していることを追加します。

会 長：要介護1から要支援への移行が少ないようだが。

事務局：要介護1は30数%から24%となってきた。要支援や要介護2～5はすべて増加している。

会 長：特養の待機者で、要介護1の人が多く申し込んでおられるが、実際にはいることができるのか？

事務局：特養に今も要介護1の方は入所されている。多くは措置の時代に入られた方であるが、今も住居環境、例えば家のない一人暮らしの方など事情によっては、優先順位が上がり、入所は可能である。

委 員：申込者を取りまく状況が同じならば、要介護度の高い人が優先されるのか？

事務局：従前は、申込順が優先されたが、いろいろ問題もあり、「入所コーディネートマニュアル」により区分され、各特養の「入所検討委員会」で決定するというシステムになっている。ただし、今のうちから申し込んでおこうという人もいるため、介護度の低い人の申し込みも多いようだ。

会 長：短期入所サービスの利用が少ないようだが。

事務局：市での整備は79床あり、平均70数%の利用率であるが、正月、盆などは込むため利用が困難なこともある。

(2)介護保険事業の改正点等について

事務局から説明(資料4、5)

委 員：25項目の生活機能チェックの後で、生活機能健診を行うことになるが、自由に医院や保健センターへ行けばいいのか？

事務局：保険者から受診券が来るので、それに従って受検していただくことになる。

国民健康保険は5月から開始するが、社会保険は未定である。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

委員：検診制度の変更について各地域での説明会を行う予定はあるか？
事務局：各健康保険からお知らせをする予定。

<地域包括支援センター運営協議会>

(3) 新予防給付ケアプラン原案作成委託事業者について

事務局から説明(資料7)

原案作成を依頼できる事業所に新規に2事業所を追加することについて、委員から特に意見なし

3 協議事項

<地域密着型サービス運営委員会>

(1) 平成18～19年度小規模多機能型居宅介護事業者の進捗状況について

事務局から説明(資料8)

「オアシス川西」は、20年4月7日の開設に向けて建設、利用者の募集を進めている状況である。同じく前回の委員会で承認された「ぬくもりの家」は事業者から申請の取り下げが出されたため、中止となった。

また、「たお」は、建設が遅れているが、20年12月までに開設予定と聞いている。なお、川西南圏域で別の事業者が、開設の意向を伝えてきたが、各日常生活圏域で1カ所を市の方針としているため、認めない旨、回答している。以上から、本市の小規模多機能は、現在2カ所が開設見込という状況である。

委員：(特に意見なし)

会長：特に意見がないようなので、市の報告のとおり進めてもらうということに決定いたします。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

事務局から説明(資料9)

委員：川西市民が、遠隔地でサービスを受ける場合は、指定せねばならないのか？

事務局：平成18年に制度改正になる前からサービスを利用していた人のために指定している。原則は、地域密着型サービスなので市民しか利用できないので、他市町の事業所は利用できない。

委員：他市町の事業所の内容を把握できるのか？

事務局：その地域の市町が認めている事業所であるから問題ないと考えている。

(3) 平成20年度小規模多機能型居宅介護事業者等の募集について

事務局から説明(資料10)

委員：サービス見込量はどういう意味か？

事務局：介護保険事業計画での推計値である。

委員：市民のニーズは高いのか？

事務局：国は地域介護の主流にしたいようだが、他のサービスは利用できない、等の不安点があるため、事業を開始しても定員数を集めるのが困難と思われる。近隣でも、伊丹市、宝塚市に各1カ所しかない状況であり、経営を考えるとグループホームの併設等も考慮する必要あり。

会長：他に意見もないようですので、この要項で募集を進めていただいたらと考えます。

4 その他

意見交換

委員：地域包括支援センターや各事業所のケアマネジャーが離職する現状がある。

マンパワーの確保の観点からこのような現状を市ではどう考えているか？

事務局：介護予防のプラン作成は、原則、地域包括支援センターの保健師等が作成することになるが、従前から同一の人がよいということからケアマネに委託

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

することができるが、1ケアマネに8人との制限もある中で、より連携を深めることが必要と考える。

委 員：デイサービスのサービスの内容について、女性は折紙や塗絵なども比較的抵抗無く参加できるが、男性にとっては幼稚園みたいで嫌がる人が多く、利用してくれないと家族が困っているケースがある。男性が行く事業所はあるのか？

事務局：デイサービスは、事業者間でますます競争が激しくなる中で男性の利用を上昇させることも含め、質の向上を図る方向にある。男性に合ったサービスも増加している。

委 員：訪問介護の水増し請求へのチェック体制はどうなっているか？

事務局：県、市による事業者監査でのチェックや、計画と実際のサービスの突合を行うなどでチェックする方法がある。

社会問題になった「コムスン」は、役員等に介護保険について不正または不当な行為を行った者がいる場合は、新たな申請や更新を認めないという法改正に該当したため、事業者の更新をできなくされ、関連部門全体が処分された。このように不正に対しては、厳しくなっている。

これからも適正な運営を指導していきたい。

会 長：他に意見もないようですので、事務局から次回開催時期についてお願いします。

事務局：次回開催については、20年5月、6月を考えている。

以上